

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）
汚水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）

募 集 要 項

令和4年1月

瑞穂市環境水道部下水道課

目 次

第1章	総則.....	1
1.	募集要項の位置づけ	1
2.	用語の定義	1
第2章	事業の目的及び内容.....	3
1.	事業名称	3
2.	事業場所	3
3.	管理者の名称	3
4.	事業の背景・目的	3
5.	事業の基本方針	3
6.	事業期間	4
7.	対象施設	5
8.	業務範囲	6
9.	選定方式	7
10.	事業方式	7
11.	遵守すべき法制度	7
12.	市による事業実施状況のモニタリング.....	9
第3章	募集及び選定に関する事項.....	10
1.	募集及び選定のスケジュール.....	10
2.	応募者の構成等	11
3.	プロポーザル応募に関する手続き.....	12
4.	プロポーザル応募に関する留意事項.....	13
5.	見積上限価格	14
6.	担当窓口	14
第4章	応募者の備えるべき資格要件.....	15
1.	応募者に必要な資格	15
2.	応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い.....	16
第5章	プロポーザル応募時の提出書類.....	18
1.	資格審査に関する提出書類	18
2.	提案内容に関する提出書類	19
第6章	事業者選定方法.....	21
1.	応募資格の審査	21
2.	提案書類の確認	21
3.	提案価格の審査	21

4.	事業者審査委員会	2 1
5.	プレゼンテーションの実施	2 2
6.	提案内容の審査	2 2
7.	最優秀提案者等の選定	2 2
8.	応募者からの独自提案について.....	2 2
9.	事業契約締結候補者の決定	2 2
10.	審査結果の通知及び公表	2 2
11.	審査委員会の委員への接触禁止.....	2 3
第7章	市と事業者の責任分担.....	2 4
1.	基本的考え方	2 4
2.	予想されるリスクと責任分担.....	2 4
第8章	契約に関する事項.....	2 5
1.	契約手続き	2 5
2.	契約の枠組み	2 5
3.	契約保証金	2 7

第1章 総則

1. 募集要項の位置づけ

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）污水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）募集要項（以下、「募集要項」という。）は、瑞穂市（以下、「市」という。）が「污水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）」を、設計・施工一括発注方式（以下、「デザイン・ビルド方式」という。）により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて民間事業者（以下、「事業者」という。）を募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。

なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 設計・工事監理委託業務契約書（案）
- (6) 水洗化促進委託業務契約書（案）
- (7) 工事請負契約書（案）

2. 用語の定義

募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。

- ① 「本事業」とは、瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）污水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）をいう。
- ② 「事業者」とは、本事業を委ねる民間事業者をいう。
- ③ 「発注者」とは、市をいう。
- ④ 「応募者」とは、本事業のプロポーザルに応募する建設企業及び設計企業のグループをいう。
- ⑤ 「提案書類」とは、本事業のプロポーザルで応募者が提出する応募資格審査書類、事業提案書及び見積書等をいう。
- ⑥ 「提案書」とは、応募者が見積もり時に提出した事業提案書をいう。
- ⑦ 「設計企業」とは、設計業務及び工事監理業務を行う企業をいう。
- ⑧ 「建設企業」とは、建設工事及び水洗化促進業務を行う企業をいう。
- ⑨ 「工事監理技術者」とは、工事監理業務において工事監理を行う技術者をいう。
- ⑩ 「年度」とは、4月1日から始まり、翌年の3月31日に終了する1年をいう。
- ⑪ 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- ⑫ 「基本設計等」とは、見積上限価格を算定するために市が実施した設計をいう。
- ⑬ 「詳細設計」とは、本事業で設計企業が実施する施工対象施設の設計業務をいう。
- ⑭ 「遵守」とは、記載された法制度等に従うことをいう。
- ⑮ 「準拠」とは、記載された基準等に原則従うことをいう。
- ⑯ 「確認」とは、応募者より提出された資料により、要求水準書や提案書などに適合しているかどうかを市が確かめることをいう。なお、確認ができない場合は、市は、資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。
- ⑰ 「承諾」とは、書面で申し出た必要な事項について、市が書面により同意することをいう。な

お、承諾は事業者の責任による設計・工事監理及び工事をあくまでも発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって事業者の責務が免責又は軽減されるものではない。また、事業者は市の同意なくして、次の工程に進むことができない。

第2章 事業の目的及び内容

1. 事業名称

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）汚水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）

2. 事業場所

瑞穂市大字本田地内及び大字牛牧地内他

（詳細は、別紙1「位置図」、別紙2「区画割施設平面図」参照）

3. 管理者の名称

瑞穂市長 森 和之

4. 事業の背景・目的

市は、岐阜市と大垣市の間に位置し、交通の利便性も良好なことから都市化が進み、人口増加が続いている。これに伴い、各家庭からの生活雑排水による市内の河川・水路の水質汚濁が進行しており、汚水処理施設の普及拡大が喫緊の課題となっている。

市では、平成6年度に農業集落排水処理施設（呂久処理区）、平成9年度に特定環境保全公共下水道（西処理区）、平成10年度に合併処理浄化槽の設置補助、平成13年度にコミュニティ・プラント（別府処理区）の整備に着手し、汚水処理施設の普及拡大に取り組んできた。しかし、市街化区域の大半の汚水処理を担う公共下水道（瑞穂処理区）の整備に着手できなかったことから、令和2年度末時点の汚水処理人口普及率は60.1%に留まるなど、依然として県内の他市町村と比べ汚水処理施設の普及が遅れている状況にある。

このような状況を改善するため、市では令和元年度に公共下水道（瑞穂処理区）の事業採択を受け、汚水管路施設の整備を進めることとしている。汚水管路施設の整備にあたり、市は早期の普及拡大、整備費用の削減だけでなく、様々な水洗化促進活動を展開し、短期での水洗化率向上を目指している。そのため本事業は、瑞穂処理区（全体計画区域面積1,286.5ha）の内、令和元年に定めた下水道法に基づく事業計画の予定処理区域（98ha）の汚水管路施設について、デザイン・ビルド方式を採用し、事業者の創意工夫を積極的に取り入れ、効率的な整備を行うものである。加えて、汚水管路施設的设计・施工と水洗化促進活動を一体的に実施することで、短期での水洗化率向上を目指すものである。

5. 事業の基本方針

市は、事業者の技術力、人材、アイデア等を最大限に活用し、以下の基本方針に基づき本事業を実施する。

（1） 汚水管路施設整備の「効率化」

汚水管路施設整備を複数年契約で一体的に設計・施工することにより、従来ではなし得なかった「効率的」な整備を実現する。

(2) 予定処理区域全域の「同時供用開始」

別途整備するアクアパークみずほの供用開始に合わせて、遅くとも令和8年度末までに、本事業で汚水管理施設を整備する予定処理区域98ha全域を「同時に供用開始」する。

(3) 牛牧地内における「短期水洗化率向上」

水洗化促進活動として、義務的に行う住民への戸別訪問や排水設備工事見積あっせん業務の他、事業者の創意工夫による取り組みの提案を求める。提案された取り組みにより水洗化率が想定以上に進んだ場合には、成果連動型報酬を支払うこととする。これにより、従来ではなし得なかった「短期での水洗化率向上」を実現する。

(4) 「地域社会への貢献」

本事業の実施を通じて地域の企業・人材の活用・育成を進め、活力ある「地域社会の構築に貢献」する。

6. 事業期間

事業期間は表 2-1 のとおり予定している。

表 2-1 事業期間（予定）

日程		実施事項
令和4年1月		募集要項等（募集要項、要求水準書、様式集、事業者選定基準、基本協定書（案）、設計・工事監理委託業務契約書（案）、水洗化促進委託業務契約書（案）、工事請負契約書（案）等の公表
令和4年7月		優先交渉権者の選定及び公表 基本協定締結
設計・工事監理 委託業務契約締結～ （令和4年8月頃）	～令和7年3月	設計業務期間 （提案により完了期日の前倒しは可能である。）
	～令和9年3月	工事監理業務期間 （提案により完了期日の前倒しは可能である）
工事請負契約締結 （提案による）	～令和9年3月	建設工事及び工事監理業務期間 （提案により完了期日の前倒しは可能である）
水洗化促進 委託業務契約締結～ （提案による）	～令和9年3月	水洗化促進業務期間

7. 対象施設

本事業の対象施設の概要を表 2-2 に示す。また、下水道施設の設計条件を表 2-3 に示す。

表 2-2 対象施設の概要

施設	区分	工種		数量 ^{※1}	備考
土木 構造物	下水道	管 渠 工	開削工	23,247m	φ150～200mm
			推進工	4,846m	φ150～900mm
			合計	28,093m	
		立坑工	26基		
		マンホール工	736基		
	取付管及び公共汚水ます工 ^{※2}	1,235箇所			
	水道 ^{※3}	開 削 工	仮設管工	11,232m	φ50～150mm
本管工			5,700m	φ50～200mm	
合計			16,932m		
機械電気設備	マンホールポンプ工		1基		

※1：本事業において対象施設の設計を実施した結果、合併処理浄化槽設置済の家屋のみを受け持ち、当面は家屋の接続が見込まれないと判断される箇所は、本事業での施工対象から除外する予定としている。そのため施工対象数量は、本事業での設計後に確定する。管渠工及びマンホール工の数量の内訳は、別紙3のとおりである。

※2：本田地内の取付管及び公共汚水ます工は、令和9年度以降に別途実施することとし、取付管及び公共汚水ます工は牛牧地内のみで実施する。

※3：市が実施した詳細設計の設計図書に基づき本事業で施工する。

表 2-3 対象施設の設計条件

項目	設計条件
場所	瑞穂市大字本田地内及び大字牛牧地内他
管径・工法及び延長	開削工法 φ150～200mm…………… 23,247m
	推進工法 φ150～900mm…………… 4,846m
特殊構造物	特殊構造物（無）：耐震設計（有）
報告書作成	有
設計協議	中間打合せ 3×3 回
施工法等の比較検討	a) 管渠の掘削工法 b) ①近接構造物 ②河川横断（1箇所）
耐震計算 （応答変位法）	有（応答変位法）
耐震設計	レベル1及び2地震動
設計条件補正	無
地盤条件補正	無
工区数補正	開削工法 3工区、推進工法 4工区
試掘箇所	埋設物調査で不明の場合、市との協議により実施

8. 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計・工事監理、建設工事及び水洗化促進であり、その業務概要は表 2-4 のとおりである。

表 2-4 業務概要

業務区分		内容
設計 ・ 工事監理	試掘調査	・地下埋設物の試掘調査（埋設物調査で不明の場合）
	土質調査	・実施済であるが、必要に応じて耐震設計、推進工事の工法選定に必要な土質調査を実施
	測量調査	・設計・建設工事に必要な部分の測量調査
	埋設物調査	・水道、ガス等の地下埋設物の調査、現地確認
	工損調査	・掘削等による影響範囲を基準に市との協議の上、工事の実施前後において、家屋及び工作物との工損調査を実施
	詳細設計※ ¹	・対象施設（下水道）の設計
	各種申請書類の作成	・各種申請等の手続きに必要な書類の作成
	移設協議	・地下埋設物等の移設協議の実施
	発注工区割	・建設工事に必要な工区割及び年度別事業費の設定
	工事監理	・対象施設の工事監理
建設工事	住民説明補助	・公共汚水ます位置調査に際し住民への事業説明を実施
	土木工事（下水道）※ ¹	・対象施設（下水道）の土木工事
	土木工事（水道）※ ²	・対象施設（水道）の土木工事
	機械設備工事	・対象施設の機械設備工事
	電気設備工事	・対象施設の電気設備工事
	断通水作業等※ ²	・住民への断水通知、仕切弁操作、洗管作業等
	各種許認可の申請	・各種申請等の手続きに必要な書類の作成
水洗化 促進※ ³	住民説明補助	・市が行う住民への事業説明の補助
	戸別訪問	・公共汚水ますを設置する住民への戸別訪問
	排水設備工事見積あっせん	・住民への排水設備工事見積あっせん

※1：本田地内には、公共下水道（瑞穂処理区）の供用開始に合わせて廃止予定の污水管が埋設されており、新たな污水管路施設の整備後は、当該污水管の撤去を別途行うこととしている。

※2：土木工事（水道）及び断通水作業等は本田地内で実施する。

※3：水洗化促進業務は牛牧地内で実施する。

9. 選定方式

本事業の事業者選定は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に十分留意した上で公募型プロポーザル方式により行う。

10. 事業方式

本事業は、事業者からの提案に基づいた設計・施工を一括して発注するデザイン・ビルド方式で実施する。

11. 遵守すべき法制度

本事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令

- ・ 下水道法
- ・ 建設業法
- ・ 環境基本法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 道路法
- ・ 河川法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法

- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 製造物責任法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質障害予防規則
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

2) 基準、仕様等（全て最新版とする）

- ・ 下水道標準構造図（平成9年4月岐阜県土木部下水道課）
- ・ 下水道事業設計要領（平成9年4月岐阜県土木部下水道課）
- ・ 下水道事業設計要領－推進工法編（平成10年4月岐阜県土木部下水道課）
- ・ 岐阜県建設工事共通仕様書（令和3年4月岐阜県土木整備部技術検査課）
- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設耐震計算例－管路施設編（日本下水道協会）
- ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- ・ 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- ・ 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- ・ 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・ トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- ・ トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・ 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・ 土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省）
- ・ CAD製図基準（国土交通省）
- ・ 測量成果電子納品要領（国土交通省）
- ・ 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- ・ 都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（(財)鉄道総合技術研究所）
- ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）

- ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・ 水道施設耐震工法指針（日本水道協会）
- ・ 水道工事標準仕様書（瑞穂市環境水道部上水道課）
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

12. 市による事業実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの目的

市は、事業者の事業実施状況が要求水準書等に定める要件及び事業提案書に示された内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計、建設工事及び施設完成の各段階において実施する。また、事業者は、設計及び建設工事等の進捗状況について、市に定期的に報告し、確認を受けなければならない。

なお、市は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

(3) モニタリングの方法

市は、事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

(4) モニタリングの結果

モニタリングにより、本事業の実施状況が要求水準書等で定める要件及び事業提案書に示された内容を満たしていないと判断される場合には、市は事業者に修復を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

第3章 募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定のスケジュールは表 3-1 のとおりである。

表 3-1 募集及び選定のスケジュール（予定）

日程	実施事項
令和4年1月28日	募集要項等（募集要項、要求水準書、様式集、事業者選定基準、基本協定書（案）、設計・工事監理委託業務契約書（案）、工事請負契約書（案）、水洗化促進委託業務契約書等）の公表
令和4年1月28日～ 令和4年2月10日	募集要項等に関する質問の期間
令和4年2月25日	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
令和4年2月28日～ 令和4年3月14日	参加表明書及び資格審査申請書の受付
令和4年3月25日	資格審査結果の通知
令和4年4月18日～ 令和4年4月22日	競争的対話
令和4年5月9日～ 令和4年5月23日	事業提案書の受付
令和4年6月下旬	プレゼンテーションの実施及び最優秀提案者の選定
令和4年7月上旬	優先交渉権者の選定及び公表
令和4年7月下旬	審査結果の公表
令和4年8月上旬	基本協定締結

2. 応募者の構成等

本事業の実施体制を図 3-1 に示す。応募者のグループには、設計企業及び建設企業を含むものとする。

同一企業が設計企業と建設企業を兼ねることはできない。設計企業、建設企業のそれぞれは、一企業とすることも、複数の企業で共同企業体を構成することも可能とする。応募者のグループの代表企業は、建設企業が務めるものとし、建設企業が複数の企業から構成される場合には、その代表を務める企業が共同企業体の代表企業を務めるものとする。また、一応募者を構成する企業（以下「構成員」という。）は他の応募者の構成員となることはできない。

なお、本事業における共同企業体の設立は、設計共同企業体取扱要綱（別紙4）、建設共同企業体取扱要綱（別紙5）に基づき、契約手続きを実施すること。

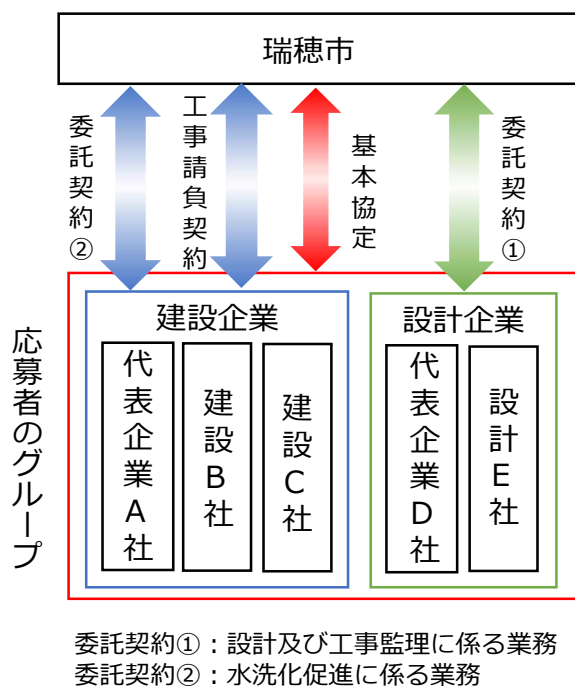


図 3-1 本事業の実施体制

3. プロポーザル応募に関する手続き

(1) 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- 1) 受付期間：令和4年1月28日（金）午前8時30分～令和4年2月10日（木）午後5時まで
- 2) 受付方法：別紙3の質問書に記入のうえ、「6. 担当窓口」へ電子メールでの提出とし、電話等による問い合わせには応じない。
- 3) 回答方法：令和4年2月25日（金）までに市のホームページにおいて、随時、公表予定である。ただし、質問・回答の公表は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関係し、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。

(2) 資料の貸出し

基本設計等の貸出しは、以下のとおり行う。貸出しを希望するものは、事前に「6. 担当窓口」に電子メールで希望事項を送付すること。

- 1) 貸出し期間：令和4年1月28日（金）～令和4年2月10日（木）（瑞穂市の休日を定める条例（平成15年瑞穂市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下、「休日」という。）を除く）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 2) 貸出し方法：電子データ（CD-R）の「6. 担当窓口」での受け渡し、または郵送のいずれかとする。

(3) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- 1) 受付期間：令和4年2月28日（月）～令和4年3月14日（月）（休日を除く）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 2) 提出場所：「6. 担当窓口」
- 3) 提出方法：持参又は簡易書留（当日消印有効）
- 4) 提出書類：「第5章1. 応募資格審査に関する提出書類」に記載の提出書類のうち、応募資格審査に関する提出書類

(4) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- 1) 受付期間：令和4年5月9日（月）～令和4年5月23日（月）（休日を除く）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 2) 受付場所：「6. 担当窓口」
- 3) 提出方法：持参すること。
- 4) 提出書類：「第5章2. 提案内容に関する提出書類」に記載の書類

(5) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- 1) 受付期間：令和4年3月28日（月）～令和4年5月23日（月）（休日を除く）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 2) 受付場所：「6. 担当窓口」
- 3) 提出方法：持参すること。
- 4) 提出書類：「第5章1. 応募資格審査に関する提出書類」に記載の応募資格審査書類のうち、その他（プロポーザル応募辞退届）

(6) プレゼンテーションの実施

市は、応募資格審査を通過した応募者に対し、令和4年6月下旬に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。詳細については、該当する応募者の代表企業に令和4年5月27日（金）までに別途通知する。

4. プロポーザル応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、事業者として選定した者の提案書類について、市が本事業に必要と認める時には、市は提案内容の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者として選定した者以外の提案内容については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

(7) 提示資料の取扱い

市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- 1) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者が提出した書類
- 2) 事業名及び見積金額のない書類
- 3) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- 4) 事業名に誤りのある書類
- 5) 見積金額の記載が不明瞭な書類
- 6) 見積金額を訂正した書類
- 7) 一つの応募について同一の者が二以上の提案を行った書類
- 8) 提案書類の受付期間締切までに市の担当窓口へ到達しなかった書類
- 9) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出した書類
- 10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出した書類

(9) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

5. 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金 4,629,637,000 円 (消費税及び地方消費税を除く)

この内、各業務における見積上限価格は次のとおりとする。

工事費分(下水道)	4,088,137,000 円
工事費分(水道)	347,300,000 円
設計・工事監理業務分	174,440,000 円
水洗化促進業務分	19,760,000 円

6. 担当窓口

手続きについての市の担当窓口を以下のとおり定める。

【提出先等】

〒501-0293
瑞穂市別府1288番地
瑞穂市総務部財務情報課 島田・白藤
電子メール zaimu@city.mizuho.lg.jp

第4章 応募者の備えるべき資格要件

1. 応募者に必要な資格

(1) 設計企業、建設企業に共通して必要な資格要件

応募者の構成員は、建設企業、設計企業共通して次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。
- 2) 対象業務における市での入札参加資格者名簿(瑞穂市契約規則取扱要領(平成15年瑞穂市告示第12号))に登載されていること。
- 3) 資格審査申請書の提出期間の末日(以下「資格要件確認基準日」という。)から基本協定書締結日までの間において瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱(平成15年瑞穂市訓令第19号)第2条の資格停止を受けていないこと。
- 4) 資格要件確認基準日から基本協定書締結日までの間において瑞穂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年瑞穂市告示第157号)第5条の入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- 5) 資格要件確認基準日から起算して2年以内に会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 6) 資格要件確認基準日から起算して6ヶ月以内に破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- 7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者及び参加表明書提出の日から前6月以内に手形若しくは小切手の不渡りがないこと。
- 8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること。(健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務のない者を除く。)
- 9) 本事業に係るアドバイザー業務の受託者及びその協力会社である(株)NJS、(株)日本総合研究所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。)でないこと。
- 10) 「第6章4. 審査委員会」に示す「瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)管路施設整備事業(第1期事業計画工区)プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員が属する企業若しくは人事などにおいて一定の関係のある者ではないこと。
- 11) 上記9)及び10)に定める者を本事業の応募に関するアドバイザーに起用していないこと。

(2) 設計企業に必要な資格要件

- 1) 構成員は、市の競争入札参加資格（建設コンサルタント「下水道部門」）を有していること。ただし、工事監理業務のみを行う構成員については、市の競争入札参加資格（建設コンサルタント「建設部門」）であっても資格要件を満たすものとする。
- 2) 構成員（工事監理業務のみを行う構成員は除く。）は、平成18年度以降において地方公共団体が発注した汚水管路施設の設計業務（開削工法及び推進工法の詳細設計）を元請として完了した実績を有すること。
- 3) 代表企業は、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士（上下水道部門（下水道）若しくは総合技術監理部門（下水道））としての登録を受けている者であって、応募者と本業務に係る資格審査申請書の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあるものを管理技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。
- 4) 構成員は、工事監理業務における工事監理技術者として、技術士（建設部門（施工計画、施工設備及び積算）又は上下水道部門（下水道）若しくは総合技術監理部門（施工計画、施工設備及び積算あるいは下水道））としての登録を受けている者、RCCM資格者（施工計画、施工設備及び積算部門あるいは下水道部門）、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条に規定する資格、1級土木施工管理技士のいずれか有する者を1名配置できること。また、工事監理業務実施時に建設工事等において問題が発生した場合、概ね2時間以内で現地に到着し対応が可能であること。なお、設計業務における配置技術者を原則として兼ねることはできない。ただし、提案により業務期間が重複しない場合には、兼ねることを認める。

(3) 建設企業に必要な資格要件

- 1) 全ての構成員は、市の競争入札参加資格（建設工事）を有していること。
- 2) 全ての構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けて有効であること。
- 3) 全ての構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく土木一式工事の特定建設業の許可を受けており、瑞穂市建設工事請負業者選定要綱（平成15年5月1日告示第14号）において、土木一式工事の建設業者等級がA級に格付けされている者であること。
- 4) 代表企業は、平成18年度以降において地方公共団体が発注した汚水管路施設の建設工事（開削工法及び推進工法）の実績を元請として有していること。
- 5) 代表企業以外の構成員は、平成18年度以降において地方公共団体が発注した汚水管路施設の建設工事（開削工法又は推進工法）の実績を元請として有していること。
- 6) 建設業法第26条に規定される土木工事における技術者は、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を専任で配置すること。なお、応募者と本工事に係る資格審査申請書の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。

2. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、資格要件確認基準日の翌日から基本協定締結日までの間、「第4章. 応募者に必須な資格」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

(1) 応募者の代表企業が資格要件を喪失した場合

応募者の代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

(2) 構成員が資格要件を喪失した場合

応募者の代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに市へ資格審査申請書を提出し、参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加を認める。

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

1. 資格審査に関する提出書類

資格審査に関する提出書類は、表 5-1 に示す書類をA4判縦長左綴じとし、ファイルの表紙には応募者名（応募者グループ名）及び事業名を表記のうえ正本1部・副本7部及びCD-R 1枚提出すること。

表 5-1 資格審査書類に関する提出書類一覧表

提出書類		様式
応募資格審査に関する提出書類	・参加表明書	(様式1-1)
	・資格審査申請書	(様式1-2)
	・設計・工事監理業務を行う者の応募資格要件に関する書類	(様式1-3)
	・設計業務の実績	(様式1-3-1)
	・配置予定技術者の資格（設計・工事監理業務）	(様式1-3-2)
	・工事を行う者の応募資格要件に関する書類	(様式1-4)
	・建設工事の施工実績	(様式1-4-1)
	・配置予定技術者の資格（建設工事）	(様式1-4-2)
	・プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	(様式1-5)
	・委任状	(様式1-6)
	・建設工事共同企業体の資格審査申請書、共同企業体協定書、共同企業体編成表（共同企業体を構成する場合のみ提出）	
	・設計共同企業体の資格審査申請書、共同企業体協定書、共同企業体編成表（共同企業体を構成する場合のみ提出）	
	・会社概要書及び定款（代表企業、代表構成員、構成員）	(書式自由)
	・決算報告書（代表企業、代表構成員、構成員、決算報告書は直近3ヶ年）	(書式自由)
	・登記簿謄本（代表企業、代表構成員、構成員、直近の履歴事項全部証明書原本）	(書式自由)
その他	・プロポーザル応募辞退届	(様式2-1)

2. 提案内容に関する提出書類

(1) 提案書類の提出要領

提案書類に記載すべき事項は、別添の「要求水準書」を参考とし、「2の3)提案書書類の作成要領」に従い作成すること。

(2) 提案書類の提出

提案書類提出時に必要な書類は表 5-2のとおりである。

表 5-2 応募資格審査に関する提出書類一覧表

提出書類	様式	部数	留意事項
提案書類提出書	様式 3-1	正本 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4判ファイル綴じとする。 ・ A3判を使用する場合はA4判に折り込むこと。 ・ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズはこの限りでない。 ・ 副本及び概要版は提案者名が特定されるような名称、マーク等の記載は行わないこと。
提案書類	様式 4-1 ～ 4-14	副本 7部	
見積書 見積金額計算書	様式 3-2 様式 3-3	CD-R 1部	

(3) 提案書類の作成要領

- 1) 提案書類は、各様式の備考に記載している内容により作成すること。制限枚数を超えて記述した提案については、超過部分以降を評価対象から除外する。
- 2) 提案書類に記述する文字サイズは11ポイント以上とすること。
- 3) 図及び表は様式枠内に記載すること。
- 4) 提案項目以外の内容を含む提案書類については、該当する部分を評価対象から除外する。
- 5) 該当する様式に、A4判の用紙を縦に使用し、横書きで記載すること。
- 6) 綴じ方は、A4ファイル左側綴じとすることとし、A3判はA4サイズに折り込むこと。
- 7) 提案書類は提案者名が特定されるような名称、マーク等の記載は行わないこと。
- 8) 全てのページに通しのページ番号をつけ、表紙の次に目次を添付すること。
- 10) 正本、副本の側面に評価項目毎にインデックスシールを貼り付け、審査委員の審査が容易となるようにすること。

(4) 提案内容審査に関する提出書類

応募資格審査に関する提出書類は、表 5-3 に示す書類を A 4 判縦長左綴じとし、ファイルの表紙には応募者名（応募者グループ名）及び事業名を表記のうえ正本 1 部・副本 7 部及び CD-R 1 枚提出すること。

表 5-3 応募資格審査に関する提出書類一覧表

提出書類		様式
提案 内容 審査 に 関 す る 提 出 書 類	・提案書類提出書	(様式 3-1)
	・見積書	(様式 3-2)
	・見積金額計算書	(様式 3-3)
	・設計業務実績一覧	(様式 4-1)
	・工事監理業務実績一覧	(様式 4-2)
	・建設工事实績一覧	(様式 4-3)
	・市内企業の活用・育成に関する事項	(様式 4-4)
	・工期の確実性に関する事項	(様式 4-5)
	・近隣住民への対応に関する事項	(様式 4-6)
	・水洗化促進につながる取組に関する事項	(様式 4-7)
	・設計の手順と工期に関する事項	(様式 4-8)
	・施設配置や工法、コスト縮減に関する事項	(様式 4-9)
	・施工計画に関する事項	(様式 4-10)
	・性能保証を行うための方法等に関する事項	(様式 4-11)
	・緊急事態発生時の対応に関する事項	(様式 4-12)
	・SDGs 達成貢献への取組	(様式 4-13)
・その他応募者独自の有効な提案	(様式 4-14)	

第6章 事業者選定方法

1. 応募資格の審査

(1) 応募資格審査書類の審査

市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の審査

市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、表 6-1 のとおりとする。

表 6-1 審査事項及び審査内容

審査事項	審査内容
設計企業 建設企業 共通事項	「第4章 1. 応募者に必要な資格(1)」の各項目
設計企業	「第4章 1. 応募者に必要な資格(2)」の各項目
建設企業	「第4章 1. 応募者に必要な資格(3)」の各項目

(3) 応募資格審査結果の通知

市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

2. 提案書類の確認

市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価の減点対象とすることもある。

3. 提案価格の審査

市は、応募者が提出した各業務の提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限額超過の提案価格は失格とする。

4. 事業者審査委員会

事業契約締結候補者の選定にあたり、「瑞穂市プロポーザル方式業者選定実施規則（平成29年瑞穂市規則第22号）」に基づいて、学識経験者等より構成される「瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）管路施設整備事業（第1期事業計画工区）」プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会（表 6-2）は、提案内容についての審査を行い、最優秀提案者（得点第1位）と優秀提案者（得点第2位）を決定する。

表 6-2 審査委員会の委員構成

委員	備考
うの しんや 宇野 真也	瑞穂市
さくらき しんいち 櫻木 晋一	学校法人朝日大学
たかみざわ かずひろ 高見澤 一裕	国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学
ふじもと ひろゆき 藤本 裕之	公益財団法人日本下水道新技術推進機構
もりた ひろあき 森田 弘昭	学校法人日本大学

5. プレゼンテーションの実施

提案価格審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6. 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を行う。詳細については、事業者選定基準に示す。

7. 最優秀提案者等の選定

審査委員会は、各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。なお、総合評価点が同点の時は、技術評価点が最も高い応募者を選定する。

8. 応募者からの独自提案について

官民連携手法の性能発注の概念に基づき、基本設計等公募資料には掲載されていない新たな提案を認めるが、それによって見積上限価格を超えることはできない。その提案内容は、事業者審査委員会でその合理性等を審査され、問題がある場合は意見が付議される。最優秀提案者（又は優秀提案者）に意見が付議された場合は、市と提案者が交渉を行い、その問題が解決された場合は、事業契約締結候補者となることができる。

9. 事業契約締結候補者の決定

市は、審査委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者、優秀提案者を次点候補者に決定する。

10. 審査結果の通知及び公表

市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに応募者に対して通知するとともに、市のホームページで公表する。公表は、優先交渉権者となった応募者の企業名、及び全ての応募

者の総合評価点とし、優先交渉権以外の応募者の企業名は公表しない。なお、電話等による問い合わせには応じない。

11. 審査委員会の委員への接触禁止

本事業への応募にあたり、審査委員会の委員への接触は禁止する。委員への接触が認められた場合、失格とする。

第7章 市と事業者の責任分担

1. 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、市がその全部又は一部を負うこととする。

2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者との責任分担は、設計・工事監理委託業務契約書（案）、工事請負契約書（案）、水洗化促進委託業務契約書（案）及び要求水準書に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第8章 契約に関する事項

1. 契約手続き

(1) 契約の条件

最優秀提案者と市は、基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、その他提案されたものは協議を経た上で必要に応じて特記仕様としてまとめ、速やかに合意できるよう協議する。市は合意内容を管理者に報告し、優先交渉権者を決定する。その後、速やかに本協定の締結を行い、協定締結日をもって本協定の効力を生ずるものとする。

(2) 契約の解除

事業契約締結候補者が「第4章2. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、市は優秀提案者として次点候補者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、事業契約締結候補者が「第4章2. (2) 構成員が資格要件を喪失した場合」において、新たに市へ資格審査申請書を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成員の出資比率の変更、又は構成員の追加を市が認めた場合は、この限りではない。

2. 契約の枠組み

(1) 事業契約の概要

事業者のうち、設計企業は、本事業を遂行するための設計・工事監理を複数年による一括契約として、市と設計・工事監理委託業務契約を締結する。また、建設企業は、本事業を遂行するための建設工事及び水洗化促進業務を複数年による一括契約として、市と工事請負契約、水洗化促進委託業務契約を締結する。ただし、工事請負契約については、事業者提案により、早期着工等のための分割契約も、履行期間を重複させること、並びに諸経費の調整を行う^{※1}ことを前提に認めることとする。また、各契約とも、事業者提案等を受け、市と事業者の合意を前提として、各業務の範囲が増加又は縮減された場合には、当該増減範囲に係る積算額に各業務の請負率を乗じた額に変更するものとする。なお、各業務の請負率は、事業者が提案書類に示した各業務の提案価格と市が募集要項に示した見積上限価格との比率とする。

表 8-1 契約の概要

契約種別	契約方法	契約金額
設計・工事監理委託業務契約	複数年一括契約	事業者からの提案価格により契約締結し、変更が生じた場合には、当該増減範囲を反映した積算額に請負率 ^{※2} を乗じた額で変更する。
水洗化促進委託業務契約		
工事請負契約	複数年一括契約 ただし、提案により分割も認める	当該増減範囲及び契約年度の設計単価を反映した積算額に請負率 ^{※2} を乗じた額で変更する。

※1：諸経費の調整を行うことにより、工事価格の総額は、分割契約の場合でも一括契約の場合と同額とする。

※2：請負率＝提案書類に示す各業務の提案価格／募集要項に示した各業務の見積上限価格

(2) 対象者

設計・工事監理委託業務契約は設計企業を対象とする。建設工事請負契約及び水洗化促進委託業務契約は建設企業を対象とする。

(3) 締結時期及び履行期限

各契約の締結時期及び履行期限は表 8-2 に示すとおりとする。

表 8-2 各契募集及び選定のスケジュール

日程	締結時期	履行期限
基本協定締結	令和 4 年 7 月	—
設計・工事監理委託業務契約	令和 4 年 8 月	令和 7 年 3 月（設計業務、提案により短縮は可能） 令和 9 年 3 月（工事監理業務、提案により短縮は可能）
工事請負契約	提案による	令和 9 年 3 月（提案により短縮は可能）
水洗化促進委託業務契約	提案による	令和 9 年 3 月

(4) 成果連動型報酬の設定

建設企業の提案に基づく独自の水洗化促進活動が行われる場合、成果連動型報酬を設定する。水洗化促進活動に対する成果連動型報酬の内容は表 8-3 のとおりである。

表 8-3 成果連動型報酬の内容

項目	内容
成果連動型報酬の概要	事業者の提案により独自の水洗化促進活動に取り組んだ場合、下水道への接続の基準件数（項目「取組成果の評価方法」参照）を超える件数 1 件につき、瑞穂市の標準的な家庭における 1 年間の下水道使用料相当額（5 万円）を成果連動型報酬として建設企業に支給する。
成果連動型報酬の対象	戸別訪問、排水設備工事の見積あっせん以外の事業者の提案による独自の水洗化促進活動であること。
取組成果の評価方法	令和 9 年度末時点での基準件数を上回る件数を成果連動型報酬の支払対象とする。ただし、家屋の新築に伴う下水道への接続件数は除く。基準件数とは、詳細設計の設計図書により牛牧地内の接続対象件数を設定し、想定接続率に接続対象件数を乗じた数値（四捨五入）とする。想定接続率とは、市内での汚水処理施設の水洗化率の実績等から、市は事業者の提案がなかった場合の牛牧地内の接続率（供用開始 1 年後の令和 10 年 3 月末時点）を 13% とする。
成果連動型報酬の支払上限額	成果連動型報酬の支払上限額は、1,000 万円とする。
成果連動型報酬の支払時期	令和 10 年 5 月を予定している。
覚書の締結	成果連動型報酬の支払対象が確定した際、市と建設企業は、成果連動報酬の支払に関する基準件数、支払時期等の条件に関する覚書を締結する。
その他	同制度は、事業者に水洗化促進活動の提案を義務付けるものではない。また、下水道への接続件数の基準を下回ったとしても、ペナルティ等は発生しない。

成果連動報酬の支払フローを図 8-1 に示す

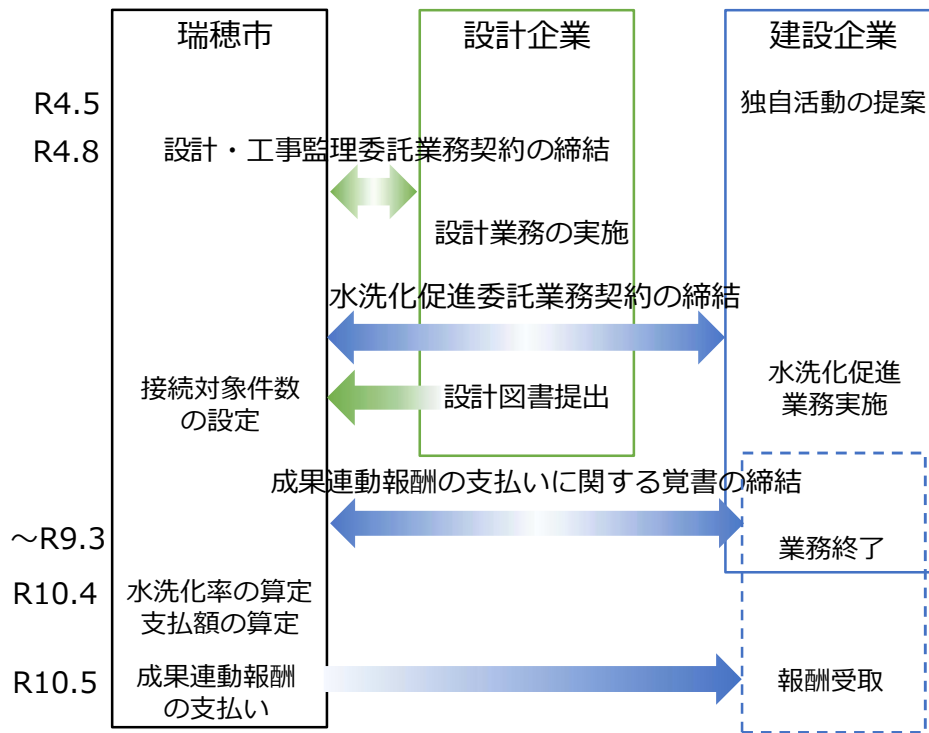


図 8-1 成果連動報酬の支払フロー

3. 契約保証金

設計・工事監理委託業務契約書第3条の2、工事請負契約書第4条に基づくものとする。